

県南施設管理所
エレベーター保守点検業務委託

特 記 仕 様 書

令和 8 ・ 9 ・ 10 年度
岩手県企業局

1 総則

この仕様書は、作業の概要を示すものであるから、状況に応じて軽微な作業は仕様書に記載されていない事項であっても、エレベーターの管理保全及び事故防止上、発注者が必要と認めた作業は契約金額の範囲内において実施するものとする。

2 業務委託名

県南施設管理所エレベーター保守点検業務委託

3 履行場所

県南施設管理所（北上市北工業団地内）

4 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

5 点検対象昇降機の概略仕様

- (1) 種類: 一般乗用（インバータ制御）
- (2) 台数: 1基／製造者名: 東芝エレベータ株式会社
- (3) 型式: SP11-C0-45
- (4) 設置年月: 令和4年9月
- (5) 積載荷重: 750kg
- (6) 定員: 11名
- (7) 定格速度: 45m/min
- (8) 特記事項: 車椅子兼用、オートアナウンス、マルチビームドアセフティ戸開走行保護装置[UCMP]出入口2方向、イオン発生装置
地震時管制運転装置[P波・リスタート付]、火災時管制運転装置
停電時自動着床装置、ピット冠水管制装置

6 一般事項

- (1) 受注者の責務
エレベーターの保守・点検をする者として、一般に要求される程度の注意（善管注意）をもって本業務を行うこと。
安全な運行に支障が生じるおそれがあると認められる場合は、速やかに発注者にその旨を伝えるとともに必要に応じ発注者を通して、当該エレベーターの製造業者にその旨を伝えること。
- (2) 本業務は関係法令を遵守すること。
- (3) 受注者は、昇降機設備を良好に保持促進するよう努めること。
- (4) 本業務に関わる技術者は、対象昇降機の点検整備業務について、専門知識を有し作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有すること。

(5) 安全管理

業務の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関係法規及び作業計画書に基づき実施すること。

(6) 業務責任者の選任

受注者は、業務を実施するに当たって業務責任者を選任し、業務責任者報告書（別紙）を発注者に提出すること。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

7 機械器具材料

点検整備に必要な工具及び機械器具材料は、一切受注者の負担とする。

8 作業日程

作業日程は、発注者が定める担当者の指示を受けるものとする。

9 作業時間

作業は運行に支障がないよう留意し、原則として運転時間内に行うものとする。また、事故を発見した場合は、速やかに措置すること。

10 契約方式

フルメンテナンス契約とする。

11 業務内容

(1) 定期検査

定期検査は年に1度、国土交通大臣の定める昇降機検査資格者等が、同法施行規則及び告示に定められている検査項目、検査事項、検査方法、判定基準に基づき行うこと。

(2) 定期点検

技術員を派遣し3か月に1回点検を行うものとする。

また、異常を早期に発見しうるよう常に注意し、円滑かつ快適なる状態を保つよう別表1について点検整備等を行うものとする。

受注者は点検整備等の結果、受注者の判断により必要と認めた場合は、別表2の機器並びに付属品に対し修理又は取替え（以下修理等という。）を行うものとする。

技術員を派遣しない月は、1か月に1回 別表3イの項目について遠隔点検を行うものとする。

(3) 遠隔監視業務

受注者はエレベーターに遠隔監視装置を設置し、受注者が監視センター等で遠隔監視・遠隔点検が可能となるようシステムを構築すること。なお、遠隔監視装置および遠隔監視・遠隔点検に必要な専用電話の通信費は受注者の負担とする。

罷業、建築閉鎖、天災地変等受注者の責によらない事由により本契約上の受注者の業務が遂行できない状況の場合は、遠隔監視業務を休止するものとする。

監視装置は受注者の所有とし、発注者は受注者の承諾を得ずに第三者に転貸、譲渡等の処分行為を行わないものとする。

遠隔監視項目の診断は別表3アの項目について24時間実施し、異常の発生時には迅速に対応するものとする。

(4) 注油、給油

機械的可動部分を常に円滑ならしめるよう注油又は給油を実施すること。

12 メンテナンスレポートの提出

定期点検、整備、修理内容は作業の都度、遠隔による監視・点検結果は毎月提出すること。

13 損害条項

受注者は装置のいかなる部分に対しても占有もしくは管理するものではなく、これが占有もしくは、管理にもとづく責任は発注者に帰属するものとする。

罷業、工場閉鎖、天災、不可抗力、その他直接受注者の責によらない事由によって生じた損害並びに全ての間接的損害については、受注者はその責を負わない。

14 緊急対応

(1) 緊急事態の発生に備え、24時間対応できる体制をとること。

(2) 受注者は緊急時の連絡方法を明確にし（緊急時連絡先は2か所以上）、誤報を含む故障や事故に対し、速やかに当該庁舎に急行し(原則として通報受信後70分以内に到着)、応急措置と原因調査を実施すること。また異常の原因及び対策結果を書面にて報告すること。

別表1 作業の対象

運転状態	戸開閉状態、走行状態、オペレーション
かご	かご室、かご戸、かご上、かご下
昇降路	昇降路用品、つり合いおもり、ピット、制御盤、巻上機、ブレーキ、調速機
出入口	乗り場、乗り戸

別表2 修理または取替明細

エレベーター本体	昇降路内清掃、乗心地調整
巻上機	モーター軸受、減速機軸受、メインシープ、防振ゴム
ブレーキ	シューライニング、ブレーキスプリング、分解清掃
調速機	本体、軸受
制御盤	リレー本体、電磁接触器本体、半導体・プリント基板、コンデンサー
かご関係	着床スイッチ、ガイドシュー（ローラー）、非常用バッテリー
昇降路関係	吊り合いおもりガイドシュー（ローラー）、メインロープ、ガバナーロープ、テールコード、リミットスイッチ
ドア関係	ドアシュー、ハンガーローラー、エキセンローラー、連動ロープ、インターロックスイッチ、ドアカムスイッチ、ドア駆動ベルト、ドアセフティーシューコード、ドア係合ローラー

※除外項目

- ・ 機械室内建物付属設備
- ・ 昇降路周壁
- ・ 下記に対する塗装、メッキ直し、修理、取替
 - 昇降かご[ゴムタイル含む]、各階乗場戸、三方枠、敷居、押しボタンフェースプレート、インジケーターフェースプレート、操作盤フェースプレート

別表3 遠隔監視項目・遠隔点検項目

<p>ア 遠隔監視項目</p>	<p>(ア) 異常監視 a 閉じ込め b 起動不能 c 電源異常 d 制御装置異常 e 遠隔監視装置異常 (イ) 管制運転監視 a 地震時管制運転 b 火災時管制運転 c 停電時自動着床運転</p>
<p>イ 遠隔点検項目</p>	<p>(ア) 制御盤付近の温度 (イ) 電動機動作状態 (ウ) ブレーキ動作状態 (エ) 制御機器動作状態 (オ) かご走行状態 (カ) 着床状態 (キ) 呼びボタン動作状態 (ク) 戸開閉状態 (ケ) 戸開閉速度状態 (コ) 戸閉め安全装置動作状態 (カ) かご戸スイッチ動作状態 (シ) のりば戸スイッチ動作状態 (ス) インターホン（トスコール）動作状態 (セ) かご内照明点灯状態 (ソ) かご内停電灯動作状態 (タ) 荷重検出装置動作状態 (チ) 昇降路リミットスイッチ動作状態 (ツ) 安全スイッチ動作状態 (テ) ピット環境</p>

別紙

令和 年 月 日

県南施設管理所長 様

受託者

印

業務責任者報告書

下記のとおり業務責任者を定めたので報告します。

業務責任者	
氏 名	
連 絡 先	